市民説明会　資料

11 月　９日（火）　横須賀ふれあいセンター（多目的ホール）
11 月 10 日（水）　一色地域交流センター（カーネーションホール）
11 月 11 日（木）　市役所（51 会議室）
午後７時～

市民説明会次第
１　開会挨拶
２　テーマ１『ＰＦＩ事業契約の解除』
３　テーマ２『産業廃棄物処分場問題』
４　閉会挨拶

ＰＦＩ事業契約の解除

１　契約の解除

市は、株式会社エリアプラン西尾（以下「ＳＰＣ」という。）との、平成２８年５月３０日付にて仮契約を締結し、同年６月２７日付にて本契約が成立した「新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第１次プロジェクト」に係る特定事業契約（以下、「本件契約」という。）を、令和４年３月３１日をもって解除する。

２　解除の根拠

本件契約は、３０年にわたり、１４施設の解体、５施設の新設、１２施設の改修、７施設の運営、１６０施設の維持管理（以下、総称して「本件事業」という。）をＳＰＣに一括発注することをその内容としており、各事業について、請負契約、または準委任契約の性質を有するものを一つの契約で取りまとめているもの。

従って、本件契約は、民法６４１条及び６５１条の適用があり、市は本件契約を一方的に解除する権利を有している。ただし、解除権を行使した場合には、ＳＰＣに発生した損害を賠償する義務を負う。

民法６４１条及び６５１条が発注者に一方的な解除権を与えているのは、契約は注文者の利益のために仕事を完成することを目的としており、注文者が仕事の完成の継続を望まなくなったにもかかわらず強いてこれを継続する事は注文者にとって無意味であり社会経済的にも合理性を欠くという判断による。本件契約に当然この趣旨は当てはまり、内閣府民間資金等活用事業推進室による「ＰＦＩ事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」でも「選定事業が公共サービスを提供するものであり、不必要なものを提供することが社会的に無駄であるという特殊性」があると説明している。

３　解除を判断した理由

平成２９年６月に行われた市長選挙において、本件事業の見直しを掲げた現市長が当選して以降、ＳＰＣとの事業の見直し協議を求めてきたが、歩み寄りの姿勢は無く、その見直し協議は全く円滑に進まなかった。

一例を挙げると、まず、見直しを実施する前提として、市は平成２９年８月１０日付書面をもって工事の一時中止を求めた。ＳＰＣは、一時中止に応じるつも

りはあるとしながらも、前提として「協議が整うことが必要」とし、結局、きら支所棟新設工事にあっては、5か月後の平成３０年１月３１日、ようやく工事の一時中止がなされるに至った。

契約書では一時中止命令権が認められているにもかかわらず、これを行使したことが違法であると主張され、ＳＰＣから損害賠償請求訴訟が提起されている。

また、市は、民意を受けて見直しを行った結果、契約の業務内容を一部縮小して実施することを希望し、平成３０年3月9日から平成３１年2月1日まで約1年にわたり、協議を重ねてきた。

しかし、ＳＰＣからは、業務内容の縮小は認めないとの対応で、前向きな協議を行うことは出来なかった。これらの協議を行っている間、旧一色支所について、建物の解体工事のため設置された仮囲いの撤去を求めるも、これに応じて頂くことはできず、結局、平成３０年１２月２８日に市が仮囲いの撤去を求めてから、現実に撤去がなされるまで1年7か月の歳月を要した。

市はやむを得ず、業務要求水準書の変更通知によって、事業を縮小するとの通知を行い、ＳＰＣに発生した損害については、別途民事調停の中で解決したいとして、平成３１年4月１５日付で民事調停の申立を行った。

そして、中立公正な第三者が入った民事調停で解決を目指し、ＳＰＣから事業の縮小によって生じる損害を算出することとされていたが、最終的にＳＰＣはその約束を翻して「当社において算出するつもりはない」と態度を変更した。調停委員からも「この状況では話し合いが困難」として、令和3年7月7日、民事調停は不成立となった。

市長が本年6月に再選となり、民意が再度確認された一方で、ＳＰＣとは民事調停という協議の場も失い、また、市からの合意解除の協議の呼びかけにも応じないなど、これまでの経過からして、互いに信頼関係をもって協議を続けることはおよそ不可能な状況となった。

以上から、本件契約については令和４年３月３１日をもって解除するとの判断に至った。

４　その他

現在実施途中で令和４年３月３１日までに完了する予定の次の工事については、そのまま完了を求める。

・横須賀老人憩の家ホール棟の解体
・一色町体育館の改修
・寺津小学校及び寺津中学校の改修

産業廃棄物処分場問題

（一色町生田竹生新田地内）

平成 25 年 7 月に、㈱ケー・イー・シーから市に放置された最終処分場跡地を掘り返して、新設する焼却施設で無害化・減容化し、新設する産業廃棄物最終処分場に埋め戻す計画が示された。

平成 24 年度から 25 年度にかけて、市は、当該事業者と跡地の浄化について情報交換会を行ってきましたが、新たな産廃処分場建設を進めることについて協定や契約締結には至っていません。

１　計画されている産廃処分場の規模等

事　業　者	株式会社ケー・イー・シー（三重県桑名市）
事業内容	産業廃棄物最終処分場（管理型）・焼却施設の新設
規　模	埋立容量：1,000 万㎥（地上 20m、地下 20m） ※バンテリンドームナゴヤ 6 個分に相当する容量 埋立期間：40 年～50 年 受入量：年間 30 万㎥（日平均 1,250ｔ）

２　事業者の主な動き（令和３年度）

R3.6.28	㈱ケー・イー・シーの社員が市環境部に来所（事前連絡なし） ※同社が独自に実施した跡地内部の土壌等調査結果の受領と、跡地対応について市との連携が求められた。 **➡市の対応：調査結果は受領せず。跡地問題は県との連携により対応する旨を伝えた。**
R3.7.19	㈱ケー・イー・シーから市に郵送物あり（跡地内部の調査結果） **➡市の対応：全て返送**
R3.7.21	㈱ケー・イー・シーの関係者が市議会議員に接触
R3.7.29	㈱ケー・イー・シーから市に郵送物あり（市長との会談を求める要望書） **➡市の対応：会談は受け入れられる段階ではない旨を文書回答**
R3.9.8	㈱ケー・イー・シーの社員から市環境部に連絡あり（市長との会談の再検討の依頼） **➡市の対応：会談には応じられない旨を伝えた。**
R3.9.17 R3.10.1 R3.10.15	㈱ケー・イー・シーが 3 回にわたって新聞紙面に意見広告を掲載 ※跡地の危険を一刻も早く取り除くためには隣接地に新たに処分場をつくり、跡地の水や土を処理することが最善の解決策であると提案していることや、自社の事業内容などが掲載された。

３　業者の主張・ねらい

放置された最終処分場跡地の危険性を一刻も早く取り除く必要がある	安全に危険性を取り除くためには跡地の隣に新たに処分場を造り、跡地内部の水や土を適正に処理することが最善の解決策である	自社にはノウハウがある

新たな産廃最終処分場計画への理解を得ようとしている

４　市長及び市議会の方針

⑴　市長の方針

【新たな産業廃棄物最終処分場建設計画に対する方針】

一色町生田地内における産業廃棄物最終処分場建設については、建設場所として「不適格」であり、一貫して反対の方針

【放置された最終処分場跡地に対する方針】

産業廃棄物処理施設の設置許可や指導権限を有する愛知県と連携して対応しています。

＊跡地対策を業者が提案した一帯開発に委ねる考えはありません。

⑵　市議会の方針

令和３年９月定例会で、「西尾市一色町生田地区の新規産業廃棄物最終処分場及び焼却施設の建設に反対する決議」が賛成多数で議決されました。

西尾市議会では、平成２６年５月に「新たな産業廃棄物最終処分場及び関連施設建設に反対する決議」が議決されていますが、市議会議員の改選を受けて改めて西尾市議会の方針が決議されました。

５　産廃処分場建設計画に関するデマ

産廃処分場建設に関して誤った情報が拡散されたことがありました。不確かな情報は拡散しないように御協力ください。

なお、誤ったうわさを耳にされた場合には、市環境部環境保全課産業廃棄物対策室にご連絡ください。

【拡散した誤ったうわさ】

✖産廃処分場計画地のすぐ近くに一色中学校があるが、移転計画があるから処分場ができても子どもたちには影響はない。

✖産廃処分場建設は既に愛知県が許可しているから今更反対してもダメだ。

◎市教育委員会では、一色中学校を移転する計画はありません。

◎事業者は、現状では産廃処分場設置に向けた手続を進めていません。
したがって、県は施設設置の許可を出していません。

【問合せ先】西尾市環境部環境保全課　産業廃棄物対策室
TEL：0563-34-8111、E-mail：kankyo-h@city.nishio.lg.jp

西尾市が抱える産業廃棄物処分場問題の概要
（一色町生田竹生新田地内）

＊H25年7月に、放置された跡地を掘り返して焼却処理し、減容化・無害化することと併せて一帯開発することが示されました。
＊現状、施設設置に向けた手続は進められていません。
＊市は、県知事宛に施設設置を許可しないよう要望書を提出しています。

これまでの経緯

昭和５９年	民間事業者が、産廃最終処分場の設置を県に届出 （第1工区・第2工区） ※処理品目：鉱さい 1品目
平成 ６年	最終処分場（第3工区）を拡張 ※処理品目：燃え殻、汚泥、廃プラなど 11品目 ※西尾幡豆広域圏組合が、一般ごみの焼却灰を処分
平成１２年頃	廃棄物の搬入を終了
平成１５年	事業者が、汚水処理施設の運転を停止 以降、処分場を放置　（事業者はH26年に解散）
平成１８年	県が、最終処分場の許可を取り消し ※役員の違法行為により、県が一色町生田地区の最終処分場の許可を取り消した。

違法に処分されたものではありませんが、市は、一般廃棄物に関して生活環境保全上の支障の除去などの措置を講ずる統括的な責任を負う。

県と市が、跡地周辺の環境調査を実施

※旧一色町は、跡地の対応を模索

これまでの経緯（続き）

平成２1年	跡地への対応に、三重県に本社を置く㈱ケー・イー・シー（以下「KEC」）の関わり　※他機関の紹介による
平成２3年	合併前の３月にKECが跡地内（第３工区）を調査
平成２3年	西尾市・幡豆郡３町が合併
平成２4年~25年	KECと跡地の対応について情報交換会開催 ※協定や契約締結には至っていない。
平成２５年	KECが、放置された産廃処分場を取り囲む区域において「新規産廃処分場（埋立処分場及び焼却施設）の設置と、放置された最終処分場跡地の無害化」を市に提案。 その後、三河開発(株)が計画地の用地買収を進めた。 ※計画地の約８０％を取得
平成２６年	愛知県が、南海トラフ地震による被害想定を公表

これまでの経緯（続き）

平成２６年	市が、放置された跡地の解決手法について、有識者、市民代表、地場産業団体代表等による「一色地区産廃跡地問題地域会議（地域会議）」を設置（平成26~29年度にかけて協議）
平成２９年	市が、新たな産廃処分場建設による影響等について、有識者による「産廃処理施設建設計画影響調査研究会（研究会）」を設置
平成２９年	地域会議が、市長に跡地問題の今後の対応を提案 「愛知県の周辺水路等の水質調査や、西尾市の周辺水路の底質土壌調査において、これまでに異常は確認されていないこと、産廃跡地は、現状、ヨシやススキなどの植物が繁茂していること、隣接する水路を含め、鳥類や爬虫類、魚類といった生物の生息が確認できることから、掘り返しなどを行わず、環境監視を継続することが適切」と提案
平成３０年	研究会が、市長に研究結果を報告 「西尾市一色町生田竹生新田地内における産廃処理施設の建設は多方面にわたって悪影響を及ぼすことが明白になった。現世代のみならず、次世代の西尾市民、また愛知県民にとって不利益をもたらす今回の産廃処理施設の建設は回避されることが望ましい」と結論
平成３０年	西尾市長が、愛知県知事宛に新たな産廃処分場建設を許可しないことなどを求める要望書を提出

放置された産廃処分場跡地への対応

●民間事業者が、昭和59年から運営していた一色町生田地内の最終処分場は、平成12年頃に廃棄物の受け入れを終了。その後、事業者は汚水処理施設を停止し、処分場を放置（この事業者は平成26年に解散）

●市は、地域会議の提案に基づき、放置された跡地周辺で県との連携により環境調査を行い、周辺環境の監視を継続しています。

●これまでの各種環境調査において異常は確認されていません。
市では、有識者等による「産廃処分場跡地周辺環境調査検証会議」を設置し、調査結果及び調査方法について確認しています。

跡地周辺の環境調査（令和3年度予定）

愛知県	水路水質調査（２か所、年２回　春、秋）
西尾市	水路水質調査（４か所、年２回　夏、冬）
	水路底質土壌調査（２か所、年２回　夏、冬）
	ガス調査（跡地内４か所、年１回　夏）
県・市共同調査	地下水調査（２か所、年２回　春、秋）

新たな産廃最終処分場計画の概要

※平成25年7月に事業者から示された「エコランド西尾」開発説明資料から抜粋

事業主体	株式会社ケー・イー・シー（本社：三重県桑名市）
グループ会社	クリーン開発㈱ ： 瀬戸市で産廃最終処分場を運営している事業者 三河開発㈱ ： 計画地の用地買収を進めた事業者
処分場の概要	管理型産業廃棄物最終処分場・中間処理施設（焼却施設） ※放置された最終処分場跡地の無害化と併せた一帯開発が示された。
主な処理品目	産業廃棄物：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ダスト類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい、廃油　など 特別管理産業廃棄物：廃石綿
処分場の規模	計画面積 ： 約５３ヘクタール（地下２０m、地上２０m） 埋立容量 ： 1,000万立方メートル （バンテリンドームナゴヤ 約６個分） 受入容量 ： 年間30万ｔ（日平均1,250ｔ） 埋立期間 ： ４０年～５０年

※ 処分場の規模は**日本最大級**といわれ、県外のゴミも搬入されることになると考えられます。

新たな産廃処分場建設による 一色中学校等において懸念される影響等

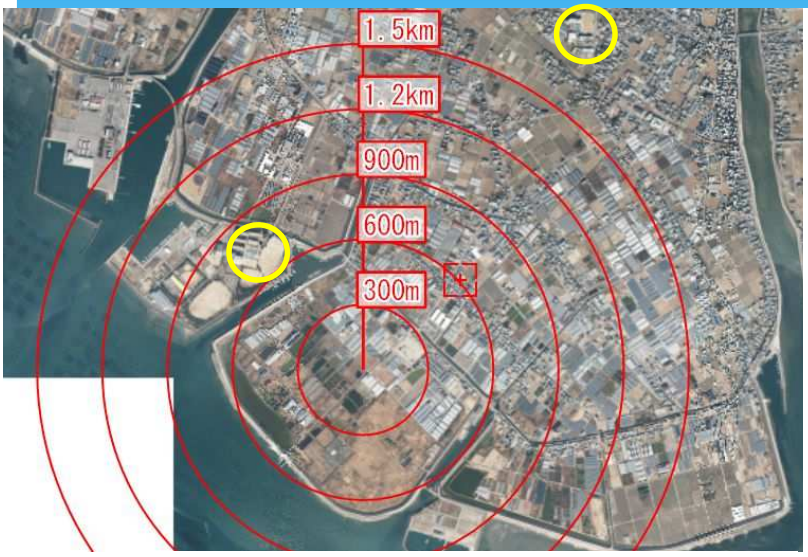

【 産廃処分場計画地敷地境界付近からの距離 】
一色中学校までの距離　　約150m
一色東部小学校までの距離　約1，800m

■学校生活への影響が懸念されます
（特に、一色中学校）

＊工事の作業音による影響
＊処分場からのガス･粉じんによる影響や、騒音･振動･低周波音による影響が心配されます。
特に、南東の風による影響が大きいと考えられます。

■通学への影響も懸念されます
＊処分場ができると、廃棄物の搬入出トラック等が多く通ることになり、登下校時の子どもの交通安全への影響が心配されます。

一色中学校周辺は、非常に静かな場所です。
施設設置工事が始められた場合や、処分場が稼働した場合の影響が大変心配されます。

新たな産廃処分場建設による 南海トラフ地震による被害想定

（H26年5月愛知県公表）

【最大震度】

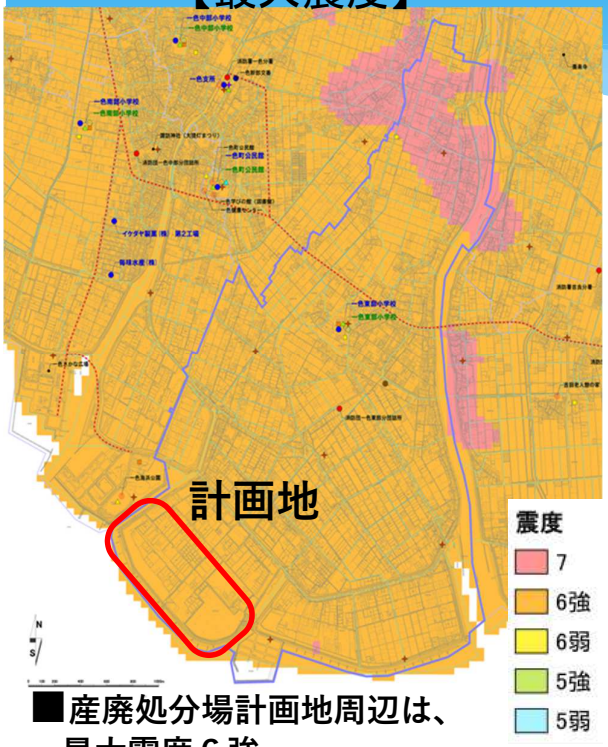

■産廃処分場計画地周辺は、
最大震度６強

【液状化リスク】

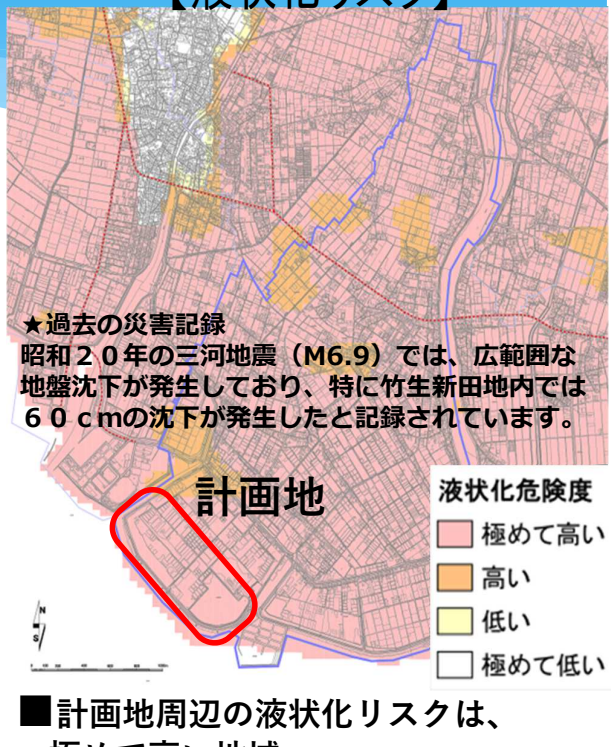

■計画地周辺の液状化リスクは、
極めて高い地域

新たに一つ、産廃処分場ができてしまったら？

＊ 産廃処分場は必要な施設ですが、建設場所は慎重に検討されなければなりません。

身近な生活環境、子どもたちの教育環境、地場産業の風評被害などへの影響が心配されることに加え、

新たな産廃最終処分場が許可されると、

・処分場の近くに関係施設（中間処理施設など）が集まりやすいと言われます。

・西尾市内から排出される産業廃棄物だけでなく、市外・県外の廃棄物をこの地域で長期間にわたって受け入れていくことになります。

【他市の事例】

事例１：愛知県瀬戸市

瀬戸市の丘陵地帯では、「瀬戸焼」の原料となる土を採取した穴を利用してゴミの埋立処分場が設置された。
愛知県内に存在する民間産廃最終処分場の多くが瀬戸市にできてしまった。

事例２：栃木県那須塩原市

那須塩原市では、砂利を採取した穴を利用してゴミの埋立処分場が設置された。
■最終処分場：平成元年　５件　⇒　平成５年　約１００件
東京から約１５０km、交通の利便性が高いこともあり県外のゴミが多く搬入された。

市長･市議会･市民等の反対要望等

【市長反対要望】

平成２９年５月	愛知県知事宛に、一色町生田地区における新たな産廃処分場の建設に許可を与えないことを求める要望書を提出
平成３０年５月	愛知県知事宛に、新たな産廃処分場の建設を許可しないこと、産廃処分場跡地周辺の環境調査を強化することを求める要望書を提出

【市議会反対決議及び意見書】

平成２６年５月	新たな産廃最終処分場及び関連施設建設に反対する決議
平成２６年７月	愛知県知事宛に、新たな産廃処分場建設を許可しないこと、跡地問題の解決協力を求める意見書を提出
平成２９年１月	愛知県知事宛に、新たな産廃処分場建設を許可しないこと、廃棄物処理法の規制強化を国に要望することなどを求める意見書を提出
平成２９年５月	愛知県知事宛に、産廃処分場等の新たな建設計画を許可しないこと、愛知県環境影響評価条例を近隣県同様の厳しい内容に改正することを求める意見書を提出
令和３年９月	新規産業廃棄物最終処分場及び焼却施設の建設に反対する決議

市長･市議会･市民等の反対要望等（続き）

【生田町内会等】

平成２７年６月　地元の生田町内会及び各種団体が愛知県知事宛に、新規産廃処分場建設反対の署名及び要望書を提出　※署名　８１８人分

【三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会】

平成２７年１０月　地元住民を中心に「三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会」が設立され、署名活動を展開

平成２７年１１月　愛知県知事及び愛知県議会議長宛に、新規産廃処分場建設反対の署名及び要望書を提出
※署名　２０，５３５人分（主に、一色地区の市民を対象）

平成２８年９月　愛知県知事宛に、新規産廃処分場建設反対の署名及び要望書を提出
※署名　２６，４７０人（主に、一色地区以外の市民を対象）

平成２８年１２月　環境大臣宛に、新規産廃処分場建設反対の署名及び要望書を提出
※署名　２６，４７０人（主に、一色地区以外の市民を対象）

平成２９年１０月　西尾市長宛に、新規産廃処分場建設反対と跡地問題の解決を求める要望書を提出

市長･市議会･市民等の反対要望等（続き）

【 産廃建設阻止！西尾市民会議】

平成３０年５月　産業関係団体、一色地区町内会、環境団体などを構成団体として結成

平成３０年１２月　つボイノリオ氏　特別顧問就任

平成３１年３月　弁護士会との連携による産廃建設反対住民集会開催（１５０人参加）

令和元年５月　設立１周年記念　つボイノリオ講演会開催（７５０人参加）

令和２年１０月～　子どもたちのための産廃おしゃべり会開催

令和３年７月～　チラシの全戸配布による周知活動

【漁業団体等】

平成２６年３月　一色地区町内会長連絡協議会が、西尾市長宛に新規産廃処分場建設反対の要望書を提出

平成２６年３月　愛知県漁業協同組合連合会西三支部が、西尾市長宛に新規産廃処分場建設反対の要望書を提出

平成２７年７月　愛知県漁業協同組合連合会が、愛知県知事宛に新規産廃処分場建設反対の要望書を提出

市民団体が建設反対に向け活動しています

・施設設置の許可・不許可は「愛知県」です。
・施設設置に向けて県に許可申請書が提出された場合、関係法令に基づき厳正に審査されます。

一色町生田地内における産廃最終処分場の建設を阻止するには

★ 産廃処分場問題に関心を持ち続けてください

⇨ 反対の声により「建設阻止は、まだ間に合う」 ことを１人でも多くの方に広めることにご協力ください。

★ 「建設反対」の声を大きくする
市民団体「産廃建設阻止！西尾市民会議」の活動に参加する

⇨ 市民団体の会員や支援者が増えることにより、活動がさらに活性化し、反対の声がより大きくなります。

★ 事業者が施設設置に向けて手続を進めた場合、多くの意見(書)を出す

⇨ 事業者が施設設置に向けて手続を進めた場合には、事業計画や環境保全対策に関して、生活環境保全上の観点からより多くの意見(書)を提出し、事業者の見解を確認してください。説明会にみんなで参加。

市民団体の活動

『産廃建設阻止！西尾市民会議』

【街頭での建設反対PR活動の様子】

西尾市における産廃処分場問題の解決に向けて活動する市民団体です。
詳しくは、HPをご覧ください。

産廃建設阻止！西尾市民会議

【勉強会の様子】

【チラシの配布による周知】

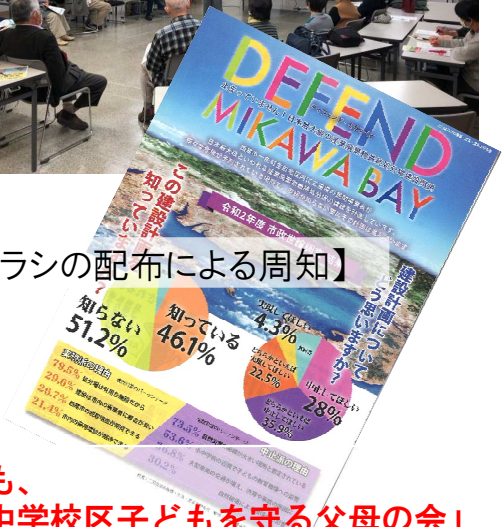

★他にも、
「一色中学校区子どもを守る父母の会」
「Amor a MikawaOneプロジェクト」等、
市民団体が活動しています。

産業廃棄物処分場問題に関する世論調査結果（R2年度）

■ 産業廃棄物処分場の建設計画を知っていますか？

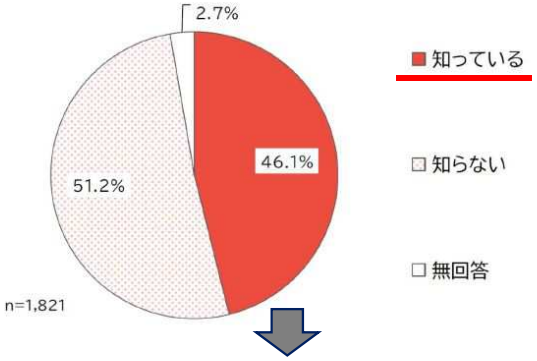

■ 建設計画についてどう思いますか？

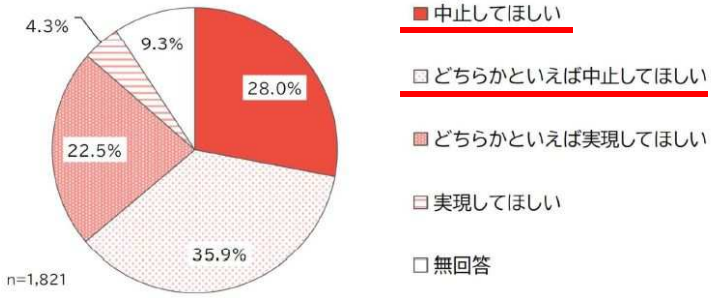

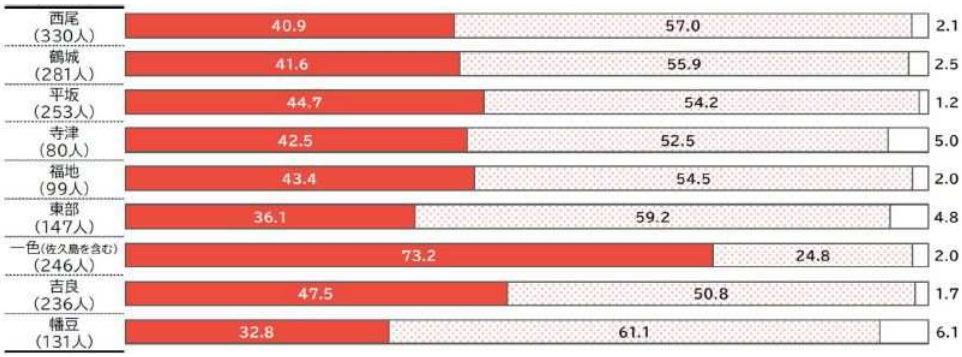

産廃処分場問題に対する市の方針

「今回の産廃処理施設の建設は、回避されることが望ましい」と市長に報告書提出

【放置された最終処分場跡地への対応】

＊愛知県と連携して跡地周辺の環境調査を継続し、周辺環境を監視します。

＊調査結果や調査方法については、市が設置する「環境調査検証会議」に意見を聴き対応します。

【新たな産廃処分場建設計画への対応】

＊一色町生田竹生新田地内への産廃処分場建設は「適地ではない」と考えており、市長は一貫して建設反対の方針です。

解説動画はこちら

完全版（約18分）　ダイジェスト版（約5分）

■連絡先　西尾市環境部環境保全課産業廃棄物対策室
電話 0563-34-8111、FAX 0563-34-8115
E-mail　kankyo-h@city.nishio.lg.jp

メモ欄